

お知らせ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯にその実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給対象者および要件

個人住民税均等割の非課税相当収入限度額

項目	内容	支給額
対象	①令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人 ※平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた兄弟も対象。 ※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた新生児も対象。 ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童のみを養育している人	児童一人当たり一律5万円
要件	①令和3年度分の住民税均等割が非課税である人 ②令和3年1月1日以降、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の水準である人	

世帯の人数	非課税相当収入限度額 (非課税限度額+給与所得控除額)
2人	1,469,000円
3人	1,877,000円
4人	2,327,000円
5人	2,777,000円
6人	3,227,000円
7人	3,668,000円

※世帯人数は、申請者本人、収入金額103万円以下の同一生計配偶者、16歳未満の人も含む扶養親族の合計人数。

申請期間 8月23日(月)～
令和4年2月28日(月)

申請手続き 対象①でかつ要件①の人は原則、申請は不要です。上記以外の人および公務員で児童手当を受給している人は申請が必要です。
 ※令和3年4・5月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人で、かつ要件①の人は、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童の分もあわせて7月末に支給済みです。

問い合わせ先 女性こども課
(☎43-7139)

お知らせ

福祉医療の受給者証を提示すると、窓口負担が軽減されます

重度心身障害者医療・精神障害者医療・ひとり親家庭等医療を8月に更新し、引き続き受給資格がある人には新しい受給者証を郵送しました。乳幼児等医療の更新は、誕生月の翌月です。ただし、誕生日が1日の場合は誕生月です。

ひとり親家庭等医療受給者で婚姻された人や事実上婚姻関係のある人は資格喪失となるため、

女性こども課に必ず連絡してください。

新たに福祉医療の対象となる人は、申請手続きが必要ですが、所得などによる制限があります。原則として申請日から対象となるので、申請漏れが無いよう注意してください。加入している健康保険など、申請時の内容に変更があった場合には、必ず届け出をしてください。

助成制度	対象	窓口負担	申請・問い合わせ先
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級または療育手帳(A、A、B)を持っている人	医療機関ごとに1日あたり200円まで	▷福祉課(☎43-7148) ▷上下支所市民生活係(☎62-2114)
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で自立支援医療受給者証[精神通院]を持っている人	医療機関ごとに1日あたり200円まで ※通院のみ。	▷健康推進課(リ・フレ内・☎47-1310、上下保健センター内・☎62-2231)
ひとり親家庭等医療	▷18歳に到達した年度末までの子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母とその子ども ※父または母が1年以上行方不明または拘禁、一定の障害がある場合を含む。 ▷父母のいない18歳に到達した年度末までの子ども	医療機関ごとに1日あたり500円まで	▷女性こども課(☎43-7139) ▷上下支所市民生活係(☎62-2114)
乳幼児等医療	15歳に到達した年度末までの子ども	医療機関ごとに1日あたり500円まで	

※保険適用外の場合は自己負担となります。医療機関ごとの受診が通院で月4日、入院で月14日を超えるとそれ以降は食費・容器代などを除く窓口負担が無料となります。